

令和5年(ワ)第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県

原告第1準備書面

令和6年6月28日

甲府地方裁判所民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 野 和 子

同弁護士 大 菅 俊 志

同弁護士 葛 山 弘 輝

同弁護士 山 本 瑞 貴

【目次】

第1 本件誓約書の法的意義	3
1 被告の主張	3
2 本件キャリア形成契約を締結しないという選択ができないこと	3
3 本件誓約書の法的効果	3
4 本件誓約書による意思表示	4
5 意思表示を行うおそれがあること	4
第2 「消費者」であること	5
1 被告の主張	5
2 消費者契約法における「消費者」（消費者契約法2条1項）	5
3 地域枠の志願者（受験生）について	6

4	医師免許を取得したことをもってただちに事業者となるものではないこと	.6
5	小括	7
第3	本件キャリア形成契約書と消費者契約法9条1項1号	7
1	解約や解除の場合における違約金等の定めに該当すること	7
(1)	被告の主張	7
(2)	名契約であっても民法651条が適用されること	8
(3)	本件契約書第4条の意義	8
2	同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える違約金が定められていること	10
(1)	被告の主張	10
(2)	キャリア形成プログラムからの離脱者が出ることによって被告が補助金を支出しなければならないという因果関係はないこと	10
(3)	免除されるはずであった奨学金及び利息の支払いを受けられること	11
3	本件キャリア形成契約書と消費者契約法10条	12
(1)	被告に損害は生じないこと	12
(2)	地対協での協議や同意は無関係であること	13
(3)	利息制限法による規制との均衡を欠くこと	13
第4	求釈明	14
1	医学部「入学時」若しくは「奨学金申込時」におけるキャリア形成プログラム適用若しくは違約金支払の同意について	14
2	キャリア形成プログラムからの離脱者が出たことについて	14

被告第1準備書面に対する反論

第1 本件誓約書の法的意義

1 被告の主張

被告は、地域枠の志願者が、本件誓約書にて「誓約」をしても本件キャリア形成契約が締結されたことにはならない旨、本件キャリア形成契約が締結されない限り違約金の支払義務は生じない旨を主張する。

2 本件キャリア形成契約を締結しないという選択ができないこと

しかし、本件誓約書には、本件キャリア形成契約を締結する旨が具体的に示されているほか、誓約した事項に違反した場合は、出身高等学校に連絡が行く可能性がある旨が記載されている。加えて、多額の奨学金の返済義務を負う志願者にとってその免除を受けられるかどうかは、自身の将来設計等に大きく影響するところ、かかる状況下において本件キャリア形成契約書を示された志願者が、この契約書への署名等を拒むことは、事実上不可能である。

すなわち、地域枠の志願者には、実際のところ本件キャリア形成契約を締結しないという選択肢はない。

3 本件誓約書の法的効果

被告は、本年5月10日付けの第2準備書面において、本件誓約書に署名・押印しても、本件キャリア形成契約書を締結する法的義務及び違約金支払義務は負わない旨を述べる。

しかし、上記第2準備書面において被告が指摘するとおり、医療法施行規則30条の33の17第4項、同第5項は、都道府県がキャリア形成プログラムを策定したときは、その適用を受ける者（予定者である医学生を含む）の同意を得て、同プログラムを地域枠等医師に適用しなければならない旨が定められるなど、地域枠の志願者は、医師免許取得後にキャリア形成プログラム契約を

締結することが当然に想定されている。

そして、地域枠の学生については、医学部の入学時において、卒業後のキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意を行うものであるとされていることからすると（キャリア形成プログラム運用指針第1の4（2）ア。甲5中の5頁）、地域枠の志願者は、医師免許を取得した時点においては、もはやキャリア形成プログラム契約を締結するかどうかを自由な意思に基づいて選択することはできない。

仮に、本件誓約書についての被告の主張のとおりであるとすれば、被告は本来得べき同意を得ずにキャリア形成プログラムを適用することがあるということになり、そのような被告の運用は上記医療法施行規則の規定やキャリア形成プログラム運用指針にそぐわないものである。

4 本件誓約書による意思表示

以上より、本件誓約書には、法的効力がないという被告の主張は不合理であるが、原告としては、そのことについて積極的に争わない。

ただし、客観的にみれば、地域枠の志願者は、誓約書に署名・押印をして提出することによって、被告に対し申込みの意思表示をし、あるいは被告の申込みに対する承諾の意思表示をしているとみることができるものである（また、誓約書の提出は入学前に行われるが、入学を停止条件とした意思表示とみることもできる。）。

5 意思表示を行うおそれがあること

また、いかに本訴訟において、被告が本件誓約書に法的効力がない旨を述べ、実際に、本件誓約書に法的拘束力がないとしても、本件誓約書の体裁は、作成者である志願者において被告に対する義務が発生すると認識しうるものとなっている。少なくとも、外形的には本件誓約書の作成及び提出をもって意思表示

がなされたとみることができるものである。

被告がこのような外形とは異なる内心の意思を有していたとしても、現在、被告がその内心を本件誓約書を提出した学生に対して法的拘束力がないとの通知もしておらず、法的拘束力がないということを公表もしていないことから、消費者である学生が法的拘束力がないことを知ることもできず、法的拘束力があると考えて行動するおそれは存在している。

また、将来、本件誓約書を使用し続ける限り、本件誓約書の当該条項に基づいて、請求の趣旨記載の違約金請求の意思表示を行う可能性は十分にありうるものであるから、消費者契約法12条3項のいう、意思表示を行う「おそれ」があることは十分に認められるため、排除若しくは除去その他の予防に必要な措置を求めることができるものである。

したがって、本件誓約書に関する被告の上記主張にかかわらず、原告の請求の趣旨1及び4の主張は認められるべきものである。

第2 「消費者」であること

1 被告の主張

被告は、医師免許を取得した医師との間で締結されることを理由として、医師は消費者契約法の定める「消費者」ではなく、本件キャリア形成契約は消費者契約ではない旨を主張する。

2 消費者契約法における「消費者」（消費者契約法2条1項）

消費者契約法における「消費者」とは、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く個人のことをいう（同法2条1項）。

医師は、国から与えられる免許をもって、自らの計算により、営利を目的として医療行為を反復継続して行うことが可能であるが、医師であることのみをもって、消費者契約法における「消費者」に該当しないということではで

きない。法律上の文言に従えば、「消費者」から除外されるのは、「事業として又は事業のために」契約の当事者になる場合に限定されるのであり、また、消費者契約法が社会一般における事業者と消費者との間の情報の量や質、交渉力の格差を是正することをその趣旨・目的としていることからすると、「消費者」に該当するかどうかは、社会生活上の実態や事案における具体的事情に即して、反復継続的になされる行為の内容や、契約に関する情報の質や量及び交渉力についての相手方当事者との格差の有無、程度等を踏まえた総合的な判断によって決せられるべきものであるからである（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「コンメンタル消費者契約法[第2版増補版]」（商事法務・2015年）37頁）。

3 地域枠の志願者（受験生）について

まず、本件誓約書を提出する時点における地域枠の志願者は、受験生であって、「消費者」であることは言うまでもない。

4 医師免許を取得したことをもってただちに事業者となるものではないこと

次に、医学部を卒業し、医師国家試験に合格して医師免許を取得したとしても、その時点からその者が、開業医として「医師業」を営むことは不可能である（なお、労働者として、「診療行為」をすることは可能であるが、下記で述べるとおり、労働者としての業務である）。

すなわち、診療に従事しようとする医師は、2年以上のいわゆる臨床研修を受けることが医師法によって義務づけられており（同法16条の2第1項）、これを修了しない者（「臨床研修等修了医師」でない者）による診療所の開設は許可制となっており（医療法7条1項）、また「臨床研修等修了医師」でない者は病院や診療所の管理者になれない（医療法第10条）から、医師免許を取得したというだけでは、事業者として医業を行うことはできな

い。

なお、臨床研修として医療行為等に従事する研修医は、労働基準法 9 条所定の「労働者」にあたると解されている（最判平成 17 年 6 月 3 日民集 59 卷 5 号 938 頁）のであり、事業者ではない。

そして、いかに将来においていわゆる開業医等の事業として医師業を営むことがありうるとしても、医師免許を取得したというその時点においては、上記のとおり医師業を営むことはできず、医療行為等に従事するために義務づけられる研修に従事する臨床研修医はあくまで労働者に過ぎないのであるから、医師免許を取得した時点における契約は「事業のために」なされるものにもなりえない。

被告が策定したキャリア形成プログラムによれば、これの適用を受ける地域枠志願者の 9 年間の就業義務には初期臨床研修が含まれており（甲 6 中の 2 頁等）、本件キャリア形成契約を締結する地域枠医師（志願者）は、事業として契約の当事者となっているのではなく、また事業のために同契約の当事者となるものでもないため、消費者契約法の定める「消費者」に当たる。

5 小括

以上より、本件キャリア形成契約は消費者契約ではない旨の被告の主張は当たらない。

第 3 本件キャリア形成契約書と消費者契約法 9 条 1 項 1 号

1 解約や解除の場合における違約金等の定めに該当すること

(1) 被告の主張

被告は、本件契約書中の第 4 条は消費者契約法 9 条 1 項 1 号に該当しないと主張する。

(2) 無名契約であっても民法651条が適用されること

被告は、上記の理由の1つとして、本件キャリア形成契約が消費貸借契約と準委任契約が絡み合った無名契約であり、民法651条の適用のない中途解約が認められない契約であることを挙げる。

しかし、無名契約であることをもって民法651条が適用されないと断ずることはできない。無名契約であっても、その内容に応じて類似する典型契約の条文等に沿った解釈をすることは可能であり、またそうすることが合理的である（例えば、コンビニエンス・ストアの加盟店契約については、いわゆるフランチャイザーが無名契約である旨を主張するが、最高裁判所平成20年7月4日判決（平成19年（受）第1401号。集民228号443頁）は、同契約が準委任契約の性質を有することを理由に、フランチャイザーが民法656条・645条に基づく報告義務を負う場面があることを認めている。）。

そして、被告の主張によっても、本件キャリア形成契約は準委任契約の側面を有するとのことであるから、むしろ民法651条が適用されるものと解することが相当である。

(3) 本件契約書第4条の意義

被告は、本件契約書中の第4条は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合」を違約金の支払義務の発生要件と規定したものであり、解約や解除を定めたものではなく、「解除に伴う」（消費者契約法9条1項1号）違約金を定める条項ではないと主張する。

この点、被告は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合」が違約金の支払義務の発生要件である旨を主張するが、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなる事由として考えられるのは、医師がキャリア形成プログラムを離脱する意思を表示する場合である。

医師がキャリア形成プログラムから離脱する意思を表示した場合、これを認めず強制的にキャリア形成プログラムに従事させることはできない（実際に、令和２年度に２名の離脱者が出たとのことである（乙３中の議事録２頁）。）。

すなわち、医師がキャリア形成プログラムを離脱しようとすることは、医師による本件キャリア形成契約の解除の申入れを伴うものであり、本件契約書中の第４条は、このような解除の申入れがありうることを想定して設けられたものである。

また、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったとは、医師がその債務を履行することができなくなった場合、すなわち本件キャリア形成契約に基づく債務の履行が不能になった場合を含むものと考えられる。

そして、被告が医師による債務の履行が不能になったことを認めるということは、要するに被告が債務不履行を理由に契約を解除することを医師に申し渡すことと同義であり、本件契約書の第４条は債務不履行解除の場合における違約金の定めでもあると考えられる。

したがって、文言上、違約金の発生要件は、「見込みがなくなった」とあり、一見すると、「解除」が、違約金の発生要件になっていないかのようであるが、実際には、医師からの「解約申入れ」をもって、「見込みがなくなった」要件に該当し、違約金が発生することが、通常である。

このような解釈は、乙３号証によると「離脱の場合には違約金を課するという制度設定をした」とあるとおり、制度自体が「離脱」に対するサンクションを想定して設計されており、制度趣旨に合致するものである。

そして、このような場合には、「解除に伴う」違約金と解釈されるべきものであって、消費者契約法９条１項１号に該当することは明らかである。

仮に、被告の主張するように（被告第１準備書面の６頁１０行目以下）、「解除」に伴わずに、違約金が発生するケースが、例外的に存在するとして

も（例えば事故により意思表示が行えず受領もできない状態にあるなど）、上記のような典型的なケースにおいてまで、消費者契約法 9 条 1 項 1 号に該当しないとする被告の主張は理由がない。

2 同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える違約金が定められていること

(1) 被告の主張

被告は、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ると、代替医師を確保するために、被告において年額 7 5 0 万円の損害が生じると主張する。

(2) キャリア形成プログラムからの離脱者が出ることによって被告が補助金を支出しなければならなくなるという因果関係はないこと

しかし、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ると代替医師を確保する必要があるかどうかについては、原告は不知である（被告第 1 準備書面には「争い無し」と記載されているが、原告はこのことを認めていない。）。少なくとも、必然的に確保義務が被告に生じるわけではない。また、この場合、代替医師を確保するために山梨大学から医師派遣を行わなければならない義務が生じる根拠は示されてもいない。

そもそも、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ることと、県内の各病院における医師の配置とが直接関係するとは考えにくい。なぜなら、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が選択していた専門分野（専門研修）によっては医師が十分に確保されていると考えられる。その場合、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出たとしても、そのことによって代わりに派遣先の病院に医師を派遣する必要が生じることはないであろう。また、キャリア形

成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が研修医であったとしたら、研修医は指導医師の指示を仰いで診療を行うことが通常であるから、派遣先の病院に代わりの医師を派遣する必要はないであろう。

そもそも、キャリア形成プログラムの医師がいかに医師の確保を図るべき区域等の病院にて就業することが予定されているとしても、特定の病院で就業を続けることが予定されているものではなく、異動があることは当然に想定されているはずであり、また上記のような区域に所在する病院等以外の病院（被告においていうところの特定公立病院等）で勤務する時期もあるはずである。医師が不足している病院における人事異動とキャリア形成プログラムから離脱する医師が出ることは直接関係するものではない。仮に医師が一人しかいない診療所に派遣されていたキャリア形成プログラムの医師に代わって他の医師を派遣する必要が生じるとしても、このような状況はキャリア形成プログラムからの離脱者が出た場合に限定されるわけではない。またキャリア形成プログラムから離脱する医師が出るとしても、必ずしも医師不足になるわけではなく、当該病院に新たに医師を派遣するという事態が生じるとは限らない。

すなわち、医師のキャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ることによって、被告において補助金の支出を要するとの因果関係は認められず、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ることによって被告に損害は生じない。被告がかかる主張を維持するのであれば、上記のような因果関係があることを具体的に主張立証する必要がある。

(3) 免除されるはずであった奨学金及び利息の支払いを受けられること

また、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師は、奨学金と利息を一括して返済する必要がある。被告においては、免除すること

が予定されていた奨学金（９３６万円）に加えて利息の支払いを受けられることになる。例えば、卒業後１年を経過した医師がキャリア形成プログラムから離脱すると、上記の支払うべき奨学金及び利息の合計額は１０２９万６０００円であり、３年を経過した医師の場合は１２１６万８０００円、５年を経過した医師の場合は１４０４万４０００円である（甲６中の別紙２「貸与資金＋利息（現行）＋違約金（新規）」の支払い総額表を参照。）。被告は、医師派遣によって支出される補助金が医師１人あたり年額７５０万円であるとするが、少なくとも単年でみれば（被告は年額７５０万円と主張するのみであり、そもそも具体的な損害額を明らかにした主張をしていない。）、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師から支払われるべき金額は違約金を加えずとも補助金の金額を大きく上回っている。

したがって、仮に、地域枠の医師においてキャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったことにより、被告が補助金を支出することとなったとしても（キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が出ることに補助金の支出との間に因果関係が認められるとしても）、支出する補助金がそのまま被告の損害として残るわけではない。

３ 本件キャリア形成契約書と消費者契約法１０条

(1) 被告に損害は生じないこと

被告は、本件キャリア契約に民法６５１条が適用されないこと、適用されとしても、同法２項１号により、地域枠の医師は被告に生じる損害を賠償しなければならないところ、その金額は、医師１人あたり年額７５０万円を下らない旨を主張する。

しかし、上記のとおり、地域枠の医師がキャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったことによって、被告に補助金の支出による損害が生じるとはいえない。

(2) 地対協での協議や同意は無関係であること

被告は、本件契約書第4条は、医師不足地域における医師の確保と医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保の両立を目的に県内の医療界や市町村等の代表者で構成される地対協での協議と同意を踏まえて導入されたものであることを理由に、消費者契約法10条に該当しない旨を主張する。

しかし、地対協での協議を経ていることや地対協の同意があることと、契約条項が消費者契約法10条に該当するかどうかは全く関係がない。いかに地対協での協議や同意があるとしても、法律（消費者契約法10条）の要件を満たせば、契約条項は無効なものとならざるを得ない。

(3) 利息制限法による規制との均衡を欠くこと

利息制限法は、金銭を目的とする消費貸借契約における利息の上限を定めるものであるが、同法は、債権者が受領する元本以外の金銭は名義の如何を問わず利息とみなすと定めている（同法3条）。

キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった地域卒の医師は、それが卒業後1年経過後であった場合において（1年間は山梨県内の特定公立病院等で就業したものとする。）、奨学金元金936万円の他、利息93万6000円、違約金748万8000円の合計1778万4000円の支払義務を負うところ、利息と違約金とを合わせた金額は842万4000円であり、これを奨学金元金の利息として換算すると、年利90パーセントに相当する金額である。

本件キャリア形成プログラム契約は純粋な金銭消費貸借契約ではなく、利息制限法や出資法の規制を当然に受けるとまではいえないであろうが、被告が主張するように金銭消費貸借としての性格を含む（被告第1準備書面の6

頁の6行目)ことを踏まえると、被告にこれらの法律が適用される金銭消費貸借契約において債権者が手にすることができる金額を大幅に超える金銭の受領を認めることは法的均衡を著しく失しており(出資法によれば、金銭の貸付を業として行う場合には刑事罰を受ける対象となる水準である。)、消費者の利益を一方的に害するものである。

第4 求釈明

1 医学部「入学時」若しくは「奨学金申込時」におけるキャリア形成プログラム適用若しくは違約金支払の同意について

被告においては、受験時に提出を受ける本件誓約書とは別途、受験に合格して医学部に入学する入学者から、「入学時」若しくは「奨学金申込時」において、書面を提出させる等、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けること若しくは、地域枠の条件に違反した場合に違約金を支払うことについて、同意を得るための何らかの措置を行っているかどうかを回答されたい。

2 キャリア形成プログラムからの離脱者が出たことについて

令和2年度において、山梨県内で2名のキャリア形成プログラムからの離脱者(義務違反者)が出たとのことであるが(乙3中の「令和2年度 第2回山梨県地域医療対策協議会 議事録」2頁)、このときに2名の離脱者はどの病院に勤務していたのか、2名の医師が勤務する病院に代替の医師が派遣されたのかどうか、代替の医師が派遣されていた場合には被告から補助金が支出されたのかどうか(前年度から補助金が増額しているのかどうか)を回答されたい。

以 上